

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名

〔 法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕
電話番号 ()
FAX番号 ()

歯科技工所開設届

歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	名 称			
2	開 設 場 所	電話番号 () FAX番号 ()		
3	開 設 年 月 日	年 月 日		
4 管 理 者	氏 名			
	住 所	電話番号 () FAX番号 ()		
	免許の種別、番号 及び登録年月日	種 別 : 歯科医師 ・ 歯科技工士 第 号 年 月 日		
5 業務に従事する者の氏名等				
種 別	氏 名	免許番号及び登録年月日	リモートワークを行う場合は、 その場所の所在地及び電話番号	
歯科医師・ 歯科技工士		第 年 月 号 日		
歯科医師・ 歯科技工士		第 年 月 号 日		
歯科医師・ 歯科技工士		第 年 月 号 日		
6 建物の構造概要及び平面図(別添)		歯科技工所 面積 m ² 造 階建 歯科技工所の構造設備の詳細は裏面のとおり		

(裏面)

歯科技工所の構造設備		
項 目	歯科技工士法 施行規則	状 態
① 歯科技工を行うために必要な設備及び器具等を備えている	第13条の2第1号	有・無
※「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおり。 ☐ 防音装置 ☐ 防火装置 ☐ 消火器 ☐ 照明設備 ☐ 空調設備 ☐ 給排水設備 ☐ 石膏トラップ ☐ 空気清浄機 ☐ 換気扇 ☐ 技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ) ☐ 電気掃除機 ☐ 分別ダストボックス ☐ 防塵用マスク ☐ 模型整理棚 ☐ 書籍棚 ☐ 救急箱 ☐ 吸塵装置(室外排気が望ましい。) ☐ 歯科技工用作業台 ☐ 材料保管棚(保管庫) ☐ 薬品保管庫		
② 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できる	第13条の2第2号	適・否
③ 手洗い設備を有している	第13条の2第3号	有・無
④ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている	第13条の2第4号	適・否
⑤ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有している	第13条の2第5号	適・否
⑥ 照明及び換気が適切である	第13条の2第6号	適・否
⑦ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものである	第13条の2第7号	適・否
⑧ 出入口及び窓は、閉鎖できるものである	第13条の2第8号	適・否
⑨ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有している	第13条の2第9号	有・無
⑩ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えている	第13条の2第10号	有・無
⑪ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している	第13条の2第11号	有・無
⑫ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有している	第13条の2第12号	有・無
⑬ リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じている	第13条の2第13号	有・無
添付書類 1 管理者である歯科医師又は歯科技工士の免許証の写し及び顔写真付きの職歴書（免許証は本証を提示すること。） 2 業務に従事する歯科医師及び歯科技工士の免許証の写し（本証を提示すること。） 3 開設者が法人の場合は、定款（寄付行為）及び登記事項証明書 4 敷地の平面図及び附近の見取図 5 歯科技工所の平面図（機械、器具等の配置を記入すること。） (注) リモートワークの対象となる業務は、開設場所以外の場所においてコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等（切削加工、研磨等を除く。）とする。		